

令和 2 年 6 月 8 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03328

研究課題名(和文) WTO司法機関における非貿易価値の扱い 国際法の断片化現象への対応として

研究課題名(英文) The Dealing with Non Trade Values by the WTO Judicial Organs - As a Response to the Fragmentation of International Law

研究代表者

平 覚(Taira, Satoru)

大阪市立大学・大学院法学研究科・名誉教授

研究者番号：20163149

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：専門分化した多数国間条約レジームとその紛争解決フォーラムの多元化が「国際法の断片化」と呼ばれる現象をもたらすことが危惧されている。本研究は、WTO司法機関が貿易価値の実現の過程で人権や環境など他の多数国間条約レジームが実現しようとする非貿易価値との衝突をいかに回避しかつ調和するのか、そしてそれによって国際法体系の一貫性の確保にいかに関与するのかを、WTO司法機関の判例分析を通じて検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

貿易問題と様々な社会経済問題が相互に影響を及ぼし合う現在、WTO司法機関が貿易価値と非貿易価値の衝突と調整の問題をいかに処理するかは、「国際法の断片化」を克服し国際法の「体系的統合」を確保することに貢献するという意味で、学術的意義を有するとともに、WTO司法機関の正統性と信頼性さらに実効性を確保することによって国家間の貿易紛争を法によって解決する「法の支配」を確立するという社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：Highly specialized multilateral treaty regimes and the resulting proliferation of dispute settlement forums bring fear of the phenomenon of so called 'fragmentation of International Law'. This study considered through the analysis of WTO case laws whether and how the WTO judicial organs can avoid conflicts between trade values and non-trade values such as human rights and environment pursued by the multilateral treaty regimes other than WTO and harmonize these values and contribute to securing consistency of the system of International law.

研究分野：国際経済法

キーワード：WTO司法機関 国際法の断片化 紛争解決手続 多数国間条約レジーム 体系的統合 GATT20条 TBT協定 SPS協定

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統的国際法は本質的には主権国家間の同意に基礎を置く契約法として発展してきた。現在の国際法は全体としてみれば各専門分野別の契約法の堆積物とさえみることができ。その結果、各専門分野の統合化という発想は乏しく、分野横断的な統一的原則や規範間の抵触および序列に関する原則が未発達のまま、各専門分野別の多数国間条約レジームがそれぞれ独自に紛争解決フォーラムを用意し、他の条約のレジームの存在を無視して発展を遂げるという、まさに「国際法の断片化」現象と呼ばれる状況がみられた。国連国際法委員会は、この現象を危惧し、2006年に公表した報告書で、世界の国際法学界に問題提起を行うとともに、国際法体系の一貫性の確保のためにウィーン条約法条約31条3項(c)の規定に注目し、これを「体系的統合」原則と呼んで理論的研究を促した。

(2) 他方で、1995年に発足したWTOは、その紛争解決フォーラムとして事実上の強制管轄権を有するきわめて強力で実効的な司法機関を有している。この紛争解決機関へ付託された国家間紛争の件数は、研究開始当初500件に迫る(2020年6月現在595件)盛況ぶりを示しており、WTOは、このような紛争解決機関の紛争処理を通じて自由貿易体制の維持における中心的役割を果たしてきた。しかし、すでに経済のグローバル化の進展に伴い、諸国の相互依存関係が深化し、貿易問題と様々な社会経済問題が相互に影響を及ぼし合う状況にあり、WTO司法機関に付託される紛争の中にも貿易価値と非貿易価値の衝突とその調整を争点とするものが次第に増加してきた。そこでは、実際に、人や動植物の生命や健康の保護を目的として、または資源の保存や環境保護を目的として発動された貿易制限措置のWTO法適合性が争われてきたし、今後、国際環境法や国際人権法に基づき発動される貿易制限措置のWTO法適合性問題が争われる可能性は一層高まっている。

### 2. 研究の目的

21世紀初頭以降、専門分化した多数国間条約レジームとその紛争解決フォーラムの多元化によってもたらされる「国際法の断片化(fragmentation)」と呼ばれる現象が危惧されていることに鑑み、本研究は、そのような紛争解決フォーラムの一つであるWTO司法機関が、将来にわたってその正統性と信頼を確保し淘汰されずに存続していくために、貿易価値の実現の過程で環境や人権など他の多数国間条約レジームが実現しようとする非貿易価値との衝突をいかにして回避し、かつ調和を確保しうるのか、そしてそれによって国際法体系の一貫性の確保にいかんして貢献しうるのかを、いわゆる「体系的統合(systemic integration)」原則など国際法規範の解釈と抵触回避に関する手法のWTO司法機関による利用状況の分析などを通じて考察することを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 研究代表者のこれまでの研究成果(とくに「WTO法と他の国際法の調和 規範的枠組の変容とWTO司法機関の対応」『国際経済法講座 通商・投資・競争』(日本国際経済法学会編、2012年)など)を見直しつつ新たな展開を踏まえて総合的に再検討する。

(2) 最近の新たな動向として、WTO法それ自体による非貿易価値への配慮の拡大可能性を「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT協定)および「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)に関連するWTOパネルおよび上級委員会の報告書の分析を通じて探求する。とくに、経済産業省WTOパネル・上級委員会報告書研究会委員として、同研究会で得られた知見を利用する。

(3) WTO司法機関に加えて他の紛争解決フォーラムにおける条約法条約31条3項(c)に関する実行を分析するとともに、同規定に関する黙示的同意理論に対する最新の学説上の評価を分析し、「体系的統合」原則の実際的な有用性を実証的に検討する。

(4) 以上を通じて、WTO司法機関がなしうる貿易価値と非貿易価値の調整機能の可能性と限界を考察し、WTO司法機関が紛争解決フォーラムの乱立という状況の中で淘汰されずに存続していくため、その正統性と信頼を将来にわたって維持しうるのかについて一定の評価を試みる。

(5) さらに、本研究を通じて、International Law Association(国際法協会)のSustainable Development and the Green Economy in International Trade Law委員会(以下、ILA国際貿易法委員会)の委員として積極的な活動を行い、同委員会の報告書の作成に貢献する。

### 4. 研究成果

#### (1) 主な成果

非貿易価値に基づく貿易制限措置のWTO法適合性問題を扱うWTOパネルおよび上級委員会報告書を分析した。

「米国-マグロ及びマグロ産品の輸入、マーケティング及び販売に関する措置、メキシコによる21.5条の援用」事件のパネル報告書(WT/DS381/RW)および上級委員会報告書(WT/DS381/AB/RW)は、米国のドルフィンセーフ・ラベルのTBT協定適合性問題を扱うものである。本件が、いわゆる「貿易関連環境措置」に関連して判例法上の「公平性(even-handedness)」概念を具体化し、新たに「調整(calibration)」の概念を導入したことなどに注目し、「貿易と環境」の問題にとつて重要な意義を有することを指摘した。

「韓国-日本産水産物等の輸入規制」事件の上級委員会報告は、東日本大震災の際に発生した福島第一原子力発電所事故による放射能汚染を理由とする韓国の日本産水産物等の輸入制限措置についてSPS協定との適合性問題を扱うものである。上級委員会は、SPS協定上の必要性要件や無差別原則に関する第1審パネル報告書を全面的に取り消したが、分析を完遂することなく

紛争を未解決のままに終わらせたため、この取消理由を批判的に考察するとともに WTO 紛争解決手続の限界点を指摘し、上級委員会のパネルへの差戻権限の創設など、手続の改善の必要性を指摘した。

「EU-家禽肉産品の関税譲許に関する措置」事件のパネル報告書(WT/DS492/R)は、ECの関税割当の配分に関連し ECのSPS措置によって輸出シェアに影響を受けた中国の申立てを扱うものである。SPS協定の解釈適用に直接関連する事案ではなかったが、関税割当を通じて関税譲許の修正を行う場合に GATTの規律内容を先例に従い明確化した点で意義を有することを指摘した。

これらの成果は、それぞれ経済産業省の WTO パネル・上級委員会報告書に関する研究会で報告し、同研究会の年次報告書において公表されている。

「ロシア-通過運送」事件パネル報告書(WT/DS512/R)は、GATT21条の安全保障例外の援用の可否が WTO 司法機関によって初めて判断された事例であるが、非貿易価値としての国家安全保障と貿易価値の調整の問題を提起するものとして、同報告書で示された安全保障例外の援用要件および援用国に許される自己判断の範囲について批判的に検討し、さらに韓国が提訴した「日本-対韓国輸出管理」事件(DS590)も安全保障例外の援用が予想される事件であるため、ロシアの事件が示唆する挙証責任の問題を併せて指摘した。この成果は、ジュリスト令和元年度重要判例解説に収録されている。

以上のほか、「米国-小エビ」事件パネル報告書(WT/DS58/R)および上級委員会報告書(WT/DS58/AB/R)、「EC-アスベスト」事件上級委員会報告書(WT/DS135/AB/R)、「ブラジル-再生タイヤ」事件上級委員会報告書(WT/DS332/AB/R)、「EC-バイオテック産品の承認および販売」事件パネル報告書(WT/DS291-293/R)、「カナダ-再生可能エネルギー」事件上級委員会報告(WT/DS412, 426/AB/R)を分析し、その結果を教科書「国際経済法(第3版)」(有斐閣、2019年)の第12章「WTO体制と非貿易的価値」に反映させた。また、教科書である浅田正彦編著「国際法」(東信堂)において研究代表者が担当した国経済法の章を最新のものに改訂した(第3版、2016年および第4版、2019年)。さらに、「インド-太陽光セル」事件上級委員会報告書(WT/DS456/AB/R)、「EU-バイオディーゼルの」事件上級委員会報告(WT/DS473/AB/R)は、いずれも再生可能エネルギー関連の事件であるが、これら2件のほか、2016年度中に発せられた WTO 上級委員会報告書を分析し、その概要を日本国際経済法学会年報第26号の「2016年度貿易・投資紛争事例の概況」において紹介した。

大阪税関との共同研究の一環で、「韓欧 FTA における認定輸出者自己証明制度」および「グローバル・サプライ・チェーン下における FTA 特恵原産地規則の課題」と題する2本の論文を発表した。前者は、日欧 EPA の締結交渉にあたり、先行する韓欧 FTA の認定輸出者自己証明制度の内容を分析し、日欧 EPA への導入可能性を検討した。また、後者は、研究代表者が編者の一人となった「国際法のフロンティア-宮崎繁樹教授追悼論文集」(日本評論社)に寄稿したもので、ここでは、自由貿易協定(FTA)などの地域貿易協定の増加に伴い生じている国際貿易法のフラグメンテーションが提起する問題として FTA 特恵原産地規則の国際的調和の可能性について論じた。

分析の結果、確かに非貿易的価値と貿易的価値の調整の問題に関わる事件は増加しつつあるが、その多くは、GATT20条の一般例外条項や TBT 協定および SPS 協定などのあくまで WTO 法の解釈・適用問題を扱っており、他の多数国間条約レジームによって形成されてきた非 WTO 法との明確な抵触問題はいまだ登場しておらず、これらの非 WTO 法はせいぜい WTO 法の解釈における指針として参照されるにとどまっていることが明らかとなった。このため、本研究が検討しようとしたウィーン条約法条約31条3項(c)の「体系的統合原則」が利用される機会は、上記の「EC-バイオテック産品の承認および販売」事件パネル報告書以外にはほとんど存在しなかった。このことは、非貿易的価値と貿易的価値の衝突と調整の問題は、いまだ多数国間条約レジーム間の衝突と調整の問題として顕在化しているわけではなく、少なくとも WTO という多数国間条約レジームでは、レジーム内部で貿易価値と非貿易価値の衝突を回避しつつ調整する努力が続けられているものとみることができると思う。同時にそのような問題をレジーム内で処理できるほどに、WTO 法には非貿易価値を保護しようとする規定が相当程度に包含されており、また衝突回避および調整のためのメカニズムとして紛争解決手続が適切に機能していると評価することもできるであろう。

ILA 国際貿易法委員会は、2020年に東京で開催される予定の総会に向けて持続可能な発展とグリーン・エコノミーにおける国際貿易法の役割に関する最終報告書を作成中であるが、その過程で、2016年ケンブリッジ、2017年ジュネーブ、2018年シドニー、2019年ソウル、2020年ロンドンで研究会を開催してきた。研究代表者は、これらの研究会に参加し、ケンブリッジ会合では、「Harmonization between WTO Law and International Environmental Law」と題して、「EC-バイオテック産品の承認および販売」事件パネル報告書の分析に基づき WTO 法と国際環境法の抵触と調整の方法としてウィーン条約法条約31条3項(c)に規定される「体系的統合(systemic integration)原則」の利用の態様と課題について報告した。また、ジュネーブ会合では、「Interpretation of the Article 2.1 of the TBT Agreement」と題する報告を行い、上述の「米国-マグロ」事件上級委員会報告の分析結果を踏まえ、環境関連のラベリング規制に関連し TBT 協定における無差別原則の適用基準として上級委員会が採用した「calibration」(調整)の概念の意義を考察した。さらに、上記のケンブリッジでの報告を基礎に、早稲田大学の福永有夏教授と共著で「Harmonization between WTO law and International Environmental Law」と題するペーパーを同委員会に提出した。これらの内容は、2018年の ILA シドニー大会の同委員会報告書

に反映されている。ソウル会合では、同委員会および延世大学が主催した"Climate Change, Sustainable Development, and International Trade Law Conference"で、"Carbon Tariffs and WTO Rules"と題し、気候変動枠組条約締約国によるパリ協定以後に注目されている国境炭素税調整のWTO法上の問題点について報告を行った。

本研究に関連する海外での調査研究は次のとおりである。ただし、一部は、他の研究プロジェクトにも関連している。2016年5月～6月には、ハンブルク大学協定交流訪問研究員として「国際法の断片化現象に対する国際司法機関の対応およびEUにおける安全保障を理由とする輸出管理体制に関する調査研究」を行った。また、同年9月には、ラトビアのリガで開催されたヨーロッパ国際法学会2016年大会に参加し、本研究テーマに関して同様の問題関心を持つ欧州の研究者と意見交換を行ったが、世界の研究動向について最新の情報を入手する有益な機会となった。2017年9月には、ローマで開催された防衛装備品の輸出管理に関する会議に参加する機会があったが、EUおよび米国などの輸出管理体制と防衛装備品の生産者および輸出入業者による貿易の権利の効率的な調整の問題について多くの知見を得ることができた。同年12月には、WTO閣僚会議がブエノスアイレスで開催されたことに伴い同地でInternational Center of Trade and Sustainable Developmentが主催した"Symposium on Trade and Sustainable Development"に参加した。世界各国から多数の研究者、政府関係者、および実務家に参加し、本研究課題に関連する研究報告とディスカッションが行われたが、世界の研究動向を知り、新たな知見を得ることができ研究代表者の研究に有益な示唆を与えるものであった。2018年4月には、ザールラント大学ヨーロッパ研究所国際経済法会議へ参加する機会があったが、"Freedom of Exporting in Germany"という報告は、本研究にも関連するものとして、報告者の許可を得て日本語に翻訳し、現在、国際商事法務に掲載予定である。

他の科研究課題(基盤A 16H01982)とも関連しているが、2019年にユトレヒト大学における安全保障と輸出管理に関するシンポジウムで、上記「ロシア-通過運送」事件パネル報告書の分析を踏まえて、"WTO Security Exception after Russia-Traffic in Transit Case"と題する報告を行い、GATTの安全保障例外の援用要件を検討することによって貿易価値と非貿易価値としての国家安全保障の調整の問題を考察した。この内容の一部は上記のようにジュリストの令和元年度重要判例解説に収録されている。

大阪税関との共同研究の一環として、2018年9月にモンリオールのマギル大学で開催されたカナダ国際法学会と米国国際法学会国際経済法部会による合同の国際経済法会議に出席した。この会議では、とくに米国トランプ政権の貿易政策について、NAFTA(北米自由貿易協定)の改正交渉や安全保障を理由とする鉄鋼およびアルミニウムに対する関税引き上げなどが提起する問題点がトピカルに議論され、興味深い知見を得ることができた。また、FTA特惠原産地規則に関して、トランプ政権の原産地規則がグローバル・サプライチェーンに及ぼす深刻な影響について米国およびカナダの専門家の評価を聞くことができた。この調査研究の成果として、上記の「グローバル・サプライ・チェーン下におけるFTA特惠原産地規則の課題」と題する論文を発表した。

総じて、いずれの研究成果もWTO司法機関がWTO法の解釈を通じて貿易価値と非貿易価値の調整をいかに行おうとしているかに焦点を当てて分析を試みたものであるが、最終的には全体を総合的に検討する時間的余裕がなく、いわば各論的研究にとどまった。

## (2)成果の国内外における位置づけとインパクト

主な研究成果については、内外で発表する機会があり、とくにILC国際貿易法委員会での活動における研究代表者の貢献は、同委員会のシドニー報告書に反映されており、世界中の学会会員(約4500名)およびその他の国際法研究者から注目されることが期待できる。また、経済産業省のWTOパネル・上級委員会報告書に関する研究報告書は、同省のホームページに掲載されており、今後、日本政府がWTOの下で通商外交を展開したり、WTO紛争解決手続を利用したりする場合に、先例などの分析として有益と思われる。とくに「貿易と環境」の問題に関連して、2016年に発効した上記のパリ協定に基づき各締約国が地球温暖化ガスの排出削減を実行していく過程で排出量取引制度や国境炭素税調整などの措置を採用することが予想されるが、本研究成果は、日本政府を含めて各国政府がこれらの措置のWTO法適合性問題を検討する際に有用と思われる。

## (3)今後の展望

本研究成果は、上述のように、WTO司法機関が非貿易価値と貿易価値の調整について、人の生命や健康、環境、国家安全保障など個別分野毎にWTO法内部の規範による調整の実行を分析したものにとどまる。とくに、2020年には、COVID-19によるパンデミックが今後各国による様々な通商制限をもたらすことが予想されており、それに伴いGATT20条やSPS協定による人の生命や健康の保護と貿易価値の調整が一層必要になるものと思われる。TBT協定の解釈適用とともに今後WTO司法機関の実行を注視していきたい。上記ソウルでの"Carbon Tariffs and WTO Rules"報告は、パワーポイントによる口頭発表であるため、今後、新たな情報を加えて論文として発表する予定である。他方で、しかしながら、これらの個別分野毎の分析を踏まえて、より総合的に全体としてWTO司法機関による調整能力を評価する検討は行うことは、研究期間内には行うことができなかった。今後の課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 平 覚	4. 巻 26
2. 論文標題 2016年貿易・投資紛争事例の概況 WTO紛争事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 279-287
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 平 覚	4. 巻 116-2
2. 論文標題 （書評）福永有夏著『国際経済協定の遵守確保と紛争処理－WTO紛争処理制度及び投資仲裁制度の意義と限界』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 115-121
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 平 覚	4. 巻 -
2. 論文標題 米国 マグロ及びマグロ製品の輸入、マーケティング及び販売に関する措置 メキシコによるDSU21.5条の援用 上級委員会報告(WT/DS381/AB/RW)－	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 経済産業省 WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書2016年度版	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 平 覚	4. 巻 -
2. 論文標題 米国 マグロおよびマグロ製品の輸入、マーケティングおよび販売に関する措置 メキシコによる21.5条の援用 (WT/DS381/RW)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 経済産業省WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書2015年年度版	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平 覚	4. 巻 -
2. 論文標題 EU-家禽肉製品の関税譲許に関する措置パネル報告	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 経済産業省WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書2017年度版	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 平 覚	4. 巻 -
2. 論文標題 韓国 - 日本産水産物等の輸入規制上級委員会報告	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 経済産業省WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書2019年度版	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 平 覚	4. 巻 1544
2. 論文標題 ロシア領通過運送問題と GATT21条の安全保障例外	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト令和元年度重要判例解説	6. 最初と最後の頁 284, 285
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平 覚	4. 巻 48
2. 論文標題 ドイツにおける輸出する自由 - 裁判所および連邦経済輸出管理庁 (BAFA)の裁量か、最近の動向 - (ハラルド・ホーマン著の翻訳)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 4件）

1. 発表者名 Satoru Taira
2. 発表標題 Interpretation of the Article 2.1 of the TBT Agreement: US-Measures concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products: Recourse to Article 21.5 of the DSU by Mexico, Report by the Appellate Body (WT/DS381/AB/RW)
3. 学会等名 International Law Association (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 平 覚
2. 発表標題 Harmonization between WTO law and International Environmental Law
3. 学会等名 International Law Association Meeting of the Committee of Sustainable Development and the Green Economy in International Trade (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 平 覚
2. 発表標題 米国 マグロ及びマグロ製品の輸入、マーケティング及び販売に関する措置 メキシコによるDSU21.5条の援用 上級委員会報告書一
3. 学会等名 経済産業省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会 (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 平 覚
2. 発表標題 米国 マグロおよびマグロ製品の輸入、マーケティングおよび販売に関する措置 メキシコによる 21.5 条の援用 パネル報告書
3. 学会等名 経済産業省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会 (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 平 寛
2. 発表標題 EU-家禽肉産品の関税譲許に関する措置 パネル報告
3. 学会等名 経済産業省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 平 寛
2. 発表標題 韓国-日本産水産物等の輸入規制上級委員会報告
3. 学会等名 経済産業省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Satoru Taira
2. 発表標題 Carbon Tariffs and WTO Rules
3. 学会等名 Climate Change, Sustainable Development, and International Trade Law Conference（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Satoru Taira
2. 発表標題 WTO Security Exceptions after Russia -Traffic in Transit Case
3. 学会等名 Japan-Europe Export Control Symposium（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年



## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 浅田正彦編著（平覚分担執筆）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 560
3. 書名 国際法 第4版	

1. 著者名 中川淳司、清水章雄、平覚、間宮勇	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 485
3. 書名 国際経済法 第3版	

1. 著者名 浅田正彦編著（平覚分担執筆）	4. 発行年 2016年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 542
3. 書名 国際法 第3版	

1. 著者名 平覚、梅田徹、濱田太郎編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 639
3. 書名 国際法のフロンティア	

## 〔産業財産権〕

〔その他〕

ILAシドニー大会報告書Conference Report Sydney 2018 . pdf  
<https://ila.vettoreweb.com/Storage/Download.aspx?DbStorageId=11927&StorageFileGuid=ac4d3a66-b6ce-454e-80ac-678c0ae7edb2>  
大阪税関との共同研究報告書「韓国の積極的FTA戦略の現状と課題 -日本の通商戦略への示唆-」：[http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/research/distinctive/Osaka\\_Customs/](http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/research/distinctive/Osaka_Customs/)  
大阪市立大学 研究者総覧 平 寛  
[https://research-soran17.osaka-cu.ac.jp/html/100000672\\_sosetu\\_1\\_ja.html](https://research-soran17.osaka-cu.ac.jp/html/100000672_sosetu_1_ja.html)

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----